

東北地方太平洋沖地震に関するお知らせ

関東信越税理士国民健康保険組合

この度、東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた方々におかれましては心からお見舞い申し上げます。

当国民健康保険組合としまして、次のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1、国民健康保険料について

罹災された組合員におかれましては、組合同規約第25条に基づき保険料減免をいたします。裏面の減免申請書に記入の上、下記添付書類と一緒に申請して下さい。

添付書類 … 自治体発行の「り災証明書」又は「被災証明書」

※保険料減免期間につきましては、次のとおりです。

- ・全壊6ヶ月間、半壊4ヶ月間

ご不明な点、ご質問等ございましたら組合ホームページ、事務局までご連絡下さい。

国保組合ホームページ <http://www.ka-z-kokuho.or.jp>

事 務 局

TEL 048-631-2211

FAX 048-644-3030

国民健康保険料減免申請書

組合規約第25条に基づき、国民健康保険料の減免適用を受けたく「罹災証明書」又は「被災証明書」を添えて下記の通り申請いたします。

記

被保険者証記号番号	記号		番号	
申請組合員名 (被保険者名)				
自宅住所				
所属税理士事務所名				
所属税理士事務所 所在地				
適用を受けようとする 保険料の額	円 (円× 月分)			
適用を受けようとする 理由				
減免を受けようとする 理由を証する書類				

関東信越税理士国民健康保険組合理事長 様

平成 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証します。

申請組合員名

⑨